

市場区分の見直しに向けた対応策 株式売却手段

清水 誠
UBS証券株式会社

2021年4月



【参考】UBSの売却手段事例^{#1}

	ブロックトレード	条件付株券貸借取引 (CSL)
① 形態	・ インサイダーフリーチェックの上でToSTNeTで一括売却 ・ 法人、個人を問わず受注可	・ カバードコール等各タイプで設定可 ・ 法人、個人を問わず契約締結可^{#2} ・ 契約期間中、名義はUBS
② インサイダー情報	・ 取引受注時に、都度インサイダー情報保有の有無を確認	・ 契約日に、インサイダー情報保有の有無を確認
③ 手数料等	・ 原則、株式売買委託手数料なし^{#3}	・ 株式売買委託手数料なし^{#3} ・ 売却の有無にかかわらず、お客様に貸借料を支払う
④ 取引金額	・ 市場環境等を考慮して銘柄ごとに決定（応相談）	・ 各タイプごとに異なる (カバードコールは最低5千万円～、VWAPプラスは5億円～)
⑤ 契約期間/ 約定のタイミング	・ 前引後、大引後など	・ 1ヶ月～12ヶ月 ・ 中途解約は難しい
⑥ 売却価格	・ 取引ごとにディスカウントを決定 ・ ToSTNeTの場合、終値の7%以内	・ 契約ごとに条件設定
⑦ 注意点等	・ 5%以上の株式買付が行われる場合等には事前開示手続きが必要になる場合あり	・ タイプによっては、市場環境次第で売却出来ない可能性 ・ すべての銘柄が契約対象ではない(応相談) ・ 内包するオプション部分について、「役員又は主要株主の売買報告」提出が必要となる場合あり
⑧ その他		・ 新会社へ移行するSwitchover Weekend(8月最初の週末)をまたぐ契約は不可

ご注意事項

本書は、日本国内所在の日本人顧客との取引のみ対象に、UBSAGの子会社であるUBS証券株式会社によって作成されたものです。

本書は、日本証券協会規則「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」第4条に規定する説明を行うものです。一方、本書に係る取引の条件は、別途締結する関連契約書にのみ従います。

オプション取引、デリバティブ取引、先物取引は、必ずしも全ての投資家にとってふさわしい商品とは言えず、これらの商品の売買には危険が伴うと考えられています。本書記載の過去の実績は必ずしも将来の結果の指標となるものではありません。市場の変動により、本書に記載されているいかなる商品についても、その収益もしくは価値・価格が不利益な方向に影響を受ける場合があります。従って、お取引をされる際には、お客様ご自身の判断、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・諸規則・税務・企業経営・投資・財務・会計に関する顧問に相談の上、その助言に基づき、お客様ご自身が投資の意思決定（当該投資の適合性に関する意思決定をも含む。）をしてください。お客様とUBSとの取引は詳細なタームシートの条項、コンファメーションあるいは電磁的方法によるマッチングに従うものとします。

本書は、各国において法令を遵守して配布されるものであり、日本ではUBS証券株式会社が発行します。本書は、特定の個人、団体の投資目的、資産状況もしくは特別な目的を念頭において作成されたものではありません。本書は情報提供のみを唯一の目的としており、いかなる証券もしくは金融商品に係る売買・取引等を勧誘するものではありません。本書に記載されている情報の正確性、完全性及び信頼性については、明示されていると否とに関わらず、UBS証券株式会社及びUBSグループ企業（以下「UBS」と総称する）のいずれもそれらを保証するものではありません。本書は記載されている証券、市場、市況についての完全な内容もしくは概要を紹介することを意図して作成されたものではありません。ご利用に際してはご自身のご判断でお願いいたします。本書中に掲載されている内容は事前の通告なく変更されることがあります。また、前提となる条件、基準の違いなどから、UBSの他のグループ企業または事業部門によって表明される意見と本書の意見とは相違または齟齬をみることがあります。UBS は本書に掲載されている情報を更新する義務を負いません。UBSの関連会社・役員・従業員またはその顧客が本書に記載されている証券もしくは金融商品について、利害関係を有し自己もしくは委託による買付け及び／もしくは売付けを行う場合があります。またUBSが本書に記載されている証券もしくは金融商品についてマーケットメーカーとなり、もしくは現在マーケットメーカーである場合があります。UBSは本書で取り上げられた企業に対して投資銀行業務、資金調達またはその他の金融サービスを提供することがあり、もしくは、過去にそのようなサービスを提供していた場合があります。UBS及びUBSの関連会社もしくはUBS及びUBSの関連会社の役員・従業員またはその代理人は、本書の一部または全てを利用することにより生じたいかなる損失・損害についても責任を負いません。

ご注意事項

本資料はUBS証券株式会社(以下、「当社」)が情報提供を目的として作成したものであり、特定の金融商品等の売買または売買に関する勧誘を意図したものではなく、金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものではありません。

本資料は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。本資料の記載内容等は作成時点のものであり、今後変更されることがあります。金融商品等のお申込みに当たっては契約締結前交付書面等を十分お読みになり、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

UBS証券株式会社が提供する金融商品等に関する留意事項

国内株式等の売買取引には、ウェルス・マネジメント本部のお客様の場合、約定代金に対して最大1.10%(税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大1.375%(税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらの手数料を超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。インベストメント・バンク部門のお客様については、お客様ごとの個別契約に基づいて手数料をお支払いいただくため、手数料の上限額や計算方法は一律に定められておりません。これらの株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されています。

外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。

株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの0.5%または0.5円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの1%を上限とします。

その他のご留意事項

当社の関係法人であるUBS AGおよびUBSグループ内の他の企業(またはその従業員)は随時、本資料で言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本資料で言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。当社は、本資料の使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。当社は税務、法務等の助言は行いません。

©UBS 2021 無断転載を禁じます。UBSはすべての知的財産権を留保します。UBSによる事前の許可なく、本資料を転載・複製することはできません。

商号等: UBS証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2633号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

